

○山本委員長 それでは、そろそろ時間ですので、第16回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日の専門小委員会につきましては、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。

また、冒頭のカメラ撮りを認めることとしております。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

前回は、審議項目2に関し、非平時に着目した地方制度のあり方、デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた地方制度のあり方について議論いただきました。

今回は、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から求められる地方制度のあり方に関し、地方公共団体相互間の連携・協力のあり方等について議論を行いたいと思います。

具体的には、地方公共団体間の連携や公共私連携について、第14回専門小委員会で現状や動向を踏まえた御議論をいただきましたが、本日は、論点を明確化してまいりたいと思います。

審議の流れにつきましては、資料1、資料2について事務局から説明いただき、委員の皆様と議論してまいりたいと思います。

なお、前回の専門小委員会における主な意見につきましては、参考資料2、参考資料3として整理しておりますので、御確認ください。

それでは、まず、資料1と資料2について、事務局から説明をお願いいたします。

原市町村課長からお願いいたします。

○原市町村課長 ありがとうございます。

7月14日から田中課長の後任として参りました、原と申します。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1、資料2について御説明申し上げたいと思います。

まず、資料1ですが、こちらについては、地方公共団体相互間の連携・協力のあり方についてでございます。

1 ページ目を御覧いただきますと、論点を4つ掲示させていただいております。

広域連携による取組内容の深化などに向けた課題。

2つ目が「地域の未来予測」の課題。これに加えて、具体的に、その資源として、インフラ及び専門人材についての共同活用についてということで、4点入れさせていただいているところでございます。

2 ページ目を御覧いただければと思います。

論点の指摘として、2点入れております。

3 2次の地方制度調査会の答申でも書かれておりますが、合意形成が容易でない課題についても積極的に対応して、取組の内容を深化させていくことをするためには、一つは、丁寧な合意形成が重要だということ。

2つ目には、十分な市町村の参画を担保していくことが重要だという御指摘がございました。

関係市町村の十分な参画を進める方策について、どう考えていくかという点が1つ目の論点でございます。

2点目については、デジタル技術が発展していく中で、非隣接する自治体間の連携の取組が進んでいると認識しておりますが、地方自治法に基づく地方公共団体間の連携・協力の仕組みとの関係をどう考えていくかという点でございます。

前回ありました御意見につきましては、その下に入れさせていただいておりますが、法制化の関係ということで反対意見があったことも検討の視野に入れておく必要があるということ。

また、非隣接自治体間の連携については、一定の物理的空間系のものが多いのだけでも、それ以外のデジタルについてどう捉えていくのだろうかという御意見がございました。

ページを飛ばさせていただいて、4ページ目は、前回の地制調でございますので、省略させていただきます。

5ページ目については、前回の地制調において、町村会から提出された法制化に対する意見でありました。

6ページ目を御覧いただければと思いますが、ここからが実際にリアルの状況として、どのような状況にあるかということ进行分析したものでございます。

まず、6ページ目で、なかなか合意形成が容易でないとと言われてくる中で、そういった課題について、どんなアプローチが進んでいるのだろうかというのをアンケート調査したものでございます。

特に右側の赤い線を入れているところを御覧いただければと思いますが「土地利用」とか「道路等の交通インフラの整備・維持」「外部からの行政及び民間人材の確保」といったあたりについては取組が低いもの。この表の見方ですが、それぞれ数字が入っておりますのは、左側が令和2年5月時点、全ての連携中枢都市圏の数が34あった時期です。

それから、右が令和4年9月、総数が37に増えた時点でございますが、それぞれを分母として、こういった課題について記載、取組をしているところの数がいくつあるかというものでございまして、赤字ですと「土地利用」だと30%程度。

また、人材の確保の関係ですと、15%ないしは19%に増えているぐらいなので、これらの課題については、手があまりついていない状況でございます。

7ページ目になりますが、連携市町村の参画・意見の反映に資する取組ということで、一つの好事例として捉えているものがございます。

みちのく盛岡広域連携都市圏でございまして、ここでは、連携する市町村の意見をうまく吸い上げて、面的・地域的に課題になっている鳥獣被害に対しての取組を積極的に実現したという事例でございます。

特に7ページ目の右下を御覧いただきますと、この広域地域におきまして、8つの市町

の首長さんたちが年に2、3回程度議論していて、さらにその下に企画担当課長の事務検討会議をやり、さらにその下に専門部会として、原課の人たちが議論する場を設けているということで、非常にコミュニケーションよく課題を吸い上げていく仕組みを設けたことによって、そういった現場の鳥獣被害を拾い上げ、結果として、狩猟をやっていただく人々をサポートするという観点から、射撃場などのハードの整備や、そういった研修を行うことの費用とかを整備していったという事例がございます。

また「非隣接自治体間の連携の事例」といたしまして、8ページ目を御覧いただければと思います。

これは、前回にも話が出たと聞いております。

特に愛媛県の今治市、静岡県の袋井市、鹿児島県の阿久根市の空間的には離れた3市が連携を取りまして、マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上させるサービスを共同で活用するとか、市民向けのサポートセンターを共同で外部に委託して、窓口サービスを提供するといった取組をしているという事例でございます。

前回の議論の中で、ちなみに、これはどういう背景があったのでしょうかねとの意見がございまして、それを整理したものが9ページ目になります。

この背景は、何か国の補助金で引っ張ったという話ではなくて、純粋に自治体の発意で行われているものであります。

特に愛媛県において、自治体の事務の標準化を進めていこうということで、標準化協議会をつくって、全国で99の自治体に声をかけて参画したという母体を基に、実際にモデル事業をやってみようという声かけをして、バックヤード事務の電子化とか窓口のDXを実現するいくつかの取組の参画を募った結果、この3市が手を挙げたということでもあります。

さらに、愛媛県においては、知事が市長の経験者だということもあって、市町村の行革を応援していきたいということで、全国版の「行革甲子園」などもやっておりまして、こういったところのノウハウを生かして、市町村に声をかけていったと聞いております。

2つ目ではありますが、こういった深化をしていかななくてはいけないという課題がある中で、実際にはどういうベースをつくっていくことが一番重要なのだろうかということになります。それが「『地域の未来予測』の課題」になります。

11ページ目を御覧いただければと思います。

ここで論点として提起させていただいておりますのは、これも32次の地制調でもございましたが、市町村が「地域の未来予測」を作成して、様々な主体がどのような未来を実現したいのかという議論を重ねて、ビジョンを共有していくことの重要性が指摘されると。

しかしながら、作成事例が現時点では3つということで、数が多くないので、これについてどう促進していくのだろうかという課題でございます。

前回の御意見の中には、特に議論がしやすいテーマから始めたらどうかとか、特に住民を巻き込んで、理解を得ながら進めていく手法が深化させていく上で重要なのではないかと

という御意見。

また、作成して、話し合っ、行政側が自分で気づく部分とともに、それ以上に重要なのは、住民に見ていただいて、気づきを得てもらうことではないか。つまり、作成後の議論に比重を置かれるようにすることが重要なのではないかという御意見があったところでございます。

これらを踏まえて、実際、どのような自治体の課題認識があるのかというのを整理したのが14ページ目になります。御覧いただければと思います。

上の四角になりますが、実際に作成が進んでいない理由として、どのようなものがあるのかといいますと、具体的なイメージが湧かないということ。

それから、ノウハウや手順が分からないということ。

さらに、作成する余裕がないといった声もございまして、最初の一步のハードルが少し高いのが現状かなという認識を持っております。

15ページ目を御覧いただきますと、今度は自治体側から、そういったハードルを越える上で、何が望まれるのかということでアンケートをしております、この中では、作成に資するツールの提供が必要だということとか、国によるサポートを望む意見などが多く見られたという状況でございます。

一方で、16ページ目を御覧いただきますと、実際に、そうはいつでも、作成している団体はどんな形で実現していたのだろうかということを整理しております。

御覧いただきますと、京都府北部5市2町、新潟市の2つの事例を入れさせていただいております。

いずれも日常業務と並行して作業しております、職員2名程度でこういった取組を行ったというものであります。

実際に案をつくっていくまでに、3、4か月程度で出来上がっているということと、総務省から提供しております「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書」に提示されている手法を使っていくと、こういった成果が上げられたという事例が挙がっておりますので、こういった実際の取組などを横展開することで、少し取組の促進を図っていきたいということが重要なのかなと考えておるところです。

17ページ目を御覧いただきますと、実際に人口の減少状況などのメッシュを切ってGISに落とすと、どんなことができるのだろうかということで、これも総務省の職員が通常業務をやりながら作ってみたということで、こういったことで地域の区ごとにどんな影響が起こるのかというのは、可視化することはできるのだというのも提示していきたく思っております。

18ページ目ですが、しかしながら、前回の議論でもありましたように、何より、作ってそれで終わるということではなくて、むしろそれをトリガーとして議論いただくことが極めて重要な部分ではないかという御指摘もありましたので、そういったことでの取組をしている事例をここに挙げさせていただいております。

これは、会津若松市での事例でございますが、実際に人口減少がどのように起こっていくのかということもGISに落とし、さらにそれを集落別に、ミクロに落とし、まず、それぞれを自分事として認識いただくということ。それを踏まえて、バスのルートとかダイヤの再編をどのようにやっていくのだということ、各地区で10回程度住民を入れて議論したことをやっているようです。

こういった丁寧な議論を進めたことで、結果として、利用者の意見を踏まえたバス路線の再編まで実現した事例がございまして、こういった住民を巻き込むやり方がすごく重要なのだということでございます。

これらを踏まえて、12ページに戻っていただければと思うのですが「『地域の未来予測』の課題」の考え方でございます。

予測の作成について、まだ数が少ないので、広がりをも積極的に期待していくことが必要だということも踏まえた上で、住民などに積極的な参加を促しながら、その結果を様々な政策、計画に反映していくことが重要だということでもあります。

実際には、既に用いられている将来推計の活用とか、自治体の負担を軽減する意味で、総合計画の見直しのタイミングなどに合わせて行ってもらうことが必要ではないかということ。

また、国からは、推計方法とかデータソースの提供が必要だということと、何より市町村の主体的な取組を前提とした上で、複数の市町村での共同作成を促す観点から、都道府県などが補完的に、助言・支援を行っていくのが重要なのではないかと書かせていただいております。

19ページ、20ページを御覧いただければと思います。

ここからは、具体的に資源を共同活用するという観点から、施設・インフラと人的リソースについての議論になります。

まず、施設・インフラの部分ですが、ここは論点に書かせていただきましたような形で、特に他の地方公共団体と連携して共同活用に取り組むことが効果的と考えられますが、取組を支援するための方策について、どう考えるのかということもございまして。

考え方にもございますように、複数の市町村の連携による公共施設の共同利用、集約化の取組は、特に利害調整を伴って、合意形成が容易でない、単独市町村における公共施設の集約化などの取組と比べて、ハードルが高いものと考えられるということ。

また、都道府県との連携・協力によって、円滑に進んでいる事例も見られると。これは後ほど事例を御説明したいと思います。

こういったことを踏まえて、都道府県が円滑な合意形成を後押しして、広域的な公共施設等の共同利用、複合化などの取組を進めていくあり方を評価する必要があるのではないかと考えております。

21ページ目は、前回の答申なので、省略させていただいて、22ページ目以降で、実際にこういった連携を進めているケースの御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、22ページは、連携対象が市の連携を行っているものでございます。

これは県境を越えて、相模原市、八王子市、町田市の3市の圏域の未来予測をつくっていかうということで、3市で主体的に、2040年をめどにつくったものでございます。こうした未来予測に基づいて、公共施設の共同管理・再編等に向けた検討を現在行っているところでございます。

特に目新しく見られるのは、ポツの4つ目でございますが、分析結果から、公共施設の広域連携について、4つのパターンに整理しているものでございます。

1つ目は、市外の住民の利用を拡大する「施設の综合利用」。

2つ目は、施設の維持管理を共同で行っていかうという視点から「維持管理の広域化」を図るもの。

3つ目は、サービス提供を共同化する「サービスの一体化」を図るもの。

4つ目は、施設を共同設置・運営する「施設の共同設置・運営」でありまして、比較的ハードルの低いものからハードルが上がるころまでグラデーションを持って整理して、域内の施設についての活用・運用を図っていくことを考えているものでございます。

次のページを御覧いただきますと、23ページになります。

これは県と市が連携したパターンでございまして、秋田県と秋田市において、県民会館と文化施設を集約化して、にぎわいを創出し、新たに2つの機能を併せ持った施設を整備するものでございます。

これは、令和3年に実際に共同整備を行っているものでございます。

24ページを御覧いただければと思います。

こちらは、町村の動きに対して、府がサポートしたものでございまして、大阪府の府内の町村に対して、町村の将来のあり方についての検討を行っております。

人口減少を見据えて、各団体内での最適化だけではなくて、地域としての最適化を検討すべきという指摘をして、それぞれの町村の施設をいかに合理化・効率化を図っていくかということを議論している取組でございます。

25ページについては、県と市町村が一体となって色々な議論をして、必要に応じて関係市町村の意見を聞いて、県がサポートしていくという方向性を打ち出したものであります。

これは兵庫県の事例でありまして、県内の市町村に対して、公共施設の集約化等を検討する提案を募集するなど、市町村連携に対して積極的に取組を促進している事例でございます。

26ページ目は、さらに県が主導的になっているパターンでございまして、特に奈良県の事例でございます。

奈良県においては、県が主導しまして、公共施設の広域連携に関するワーキンググループをつくって「県域ファシリティマネジメント」を進めていかうということで行っている事例でございまして、全国においても、県がどのような形で関与するかというのは、色々

なパターンがございますが、県が関与してうまくいっている事例がこのような形で見られるものでございます。

27ページ目でございます。

公共施設等の総合管理計画ということでございまして、現在、総務省で行っているものであります。

実際に、地方公共団体が所有する施設の現状とか施設全体の管理に関する基本的な方針を定めていこうというもので、これに伴って、公共施設の集約化事業とか複合化事業であって、全体としての延べ床面積が減少するような事業に対して起債、交付税措置を行うというもので、集約化を促進するものでございます。

一方で、この策定と改定に当たっては、広域的な視野を持って計画を検討することが望ましいと指摘されているところではあるのですが、現実問題として、市町村が連携でやっている事例はほぼ見られないということでもありますので、こうした取組について、ひとつブレークスルーしていく検討の余地があるのかなと考えているところでございます。

それから、専門人材についてでございます。

29ページ目を御覧いただければと思います。

専門人材につきましては、既に小規模の市町村の多くにおいて、専門人材の配置が困難だということが言われております。

こうした実情を踏まえまして、現在動いております仕組みとしては2つございます。

一つは、技術職員の復旧・復興支援技術職員の派遣制度ということで、令和2年から行われているもの。

これはあくまで平時に限定されておまして、災害時には、その市町村に派遣されている職員を引き上げて、災害が起こっているところに派遣するという意味で、そこが歯抜けになるという課題がございますが、こういった仕組みが一つ。

もう一つが、地方公共団体のデジタル人員の人材の確保に係る地財措置ということで、令和5年から、目下令和7年までの期間限定で地財措置しているものの2つがございます。

前回の御議論の中でも、東京都では、デジタルサービス局が「GovTech東京」ということで、都が人材を確保して、市町村に派遣する仕組みはあるという御指摘がございましたり、専門人材を確保するといったときに、どこにプールしていくのだろうかということが論点として挙げられるという話がありました。

30ページ目を御覧いただきますと、専門人材についての考え方ということで、特に恒常的・継続的に人材を確保していく普遍的なスキームについても検討する必要があるのではないかとすることを課題として持っております。

また、実際にプールする人材をどこに置くのかという話については、都道府県や連携中枢都市などが人材を供給するという方策もあり得るのかなと考えている次第でございます。

これについては、実際にどんな課題認識があるかというところで、32ページ目を御覧いただければと思います。

こちらでは、先ほども出てきた大阪府でございますが、大阪府が府内の団体のアンケートなどを取ったところでは、人材不足、確保の困難は、既に全市町村レベルでの課題になっているということで、従来からの取組には限界があるのではないかという問題意識が強くなっているところがございます。

そこで、実際に何かそういうことに対してのアプローチを行っているところがあるのかというのが33ページ目になります。

ここでは、実際に県の方で独自の取組をしているという事例でございます。

神奈川県と福井県におきまして、市町村からの求めに応じて、協定を結んで、専門人材を派遣するものがございます。

例えば神奈川県でいきますと、職員の人材確保ということもあるので、10年程度で協定を結んで、保健師とか土木の専門人材を要望する市町村に派遣して、その給与の負担は市町村が行うものがございます。

また、福井県においては、2年間程度の協定を結んで、同様に専門人材を派遣して、市町村が給与の負担をするものがございます。いずれにせよ、恒常的に派遣が必要だというニーズをどう拾い上げるかということで、県の方でこういった制度をつくっておられて、こういったことも今後の専門人材の確保に向けての参考になるのではないかとということで、参考事例としてつけさせていただいた次第でございます。

続きまして、資料2が、公共私連携でございます。

こちらについては、2点、共助を支える主体間の連携をどう図っていくのかということと「地域コミュニティ活動の持続可能性の向上」ということで、資料を用意させていただいております。

2ページ目を御覧いただければと思います。

多様な主体間の連携について、市町村が具体的にどのような方策でサポートしていけばいいのかという論点を入れております。

前回の御議論の中では、人口減少を改めて考えていくと、コミュニティの重要性が出てくるというお話とか、支援といっても、量ではなくて、質としてどうやってサポートしていくかをきちんと議論していく必要があるという御指摘があったところがございます。

考え方としては、3ページ目になりますが、人口減少社会における地域コミュニティの重要性は一層高まっているという共通認識の下に、プラットフォーム的な多様な主体が連携・協働して行う地域課題の解決に向けた活動に対して、一定の要件を定めた上で支援を行う必要があるのかなということを書いております。これは、後ほど事例とともに御説明させていただきたいと思っております。

また、市町村独自の取組として、条例に基づいて、こういった団体が市町村に意見具申をする役割を与えることに取り組んでいるところもありまして、これも後ほど事例が出てまいります。こういったことについてどう考えるかということがあるのかなということで入れております。

4 ページ目以降は、具体の事例になります。

まず、山形県の事例ですが、地区公民館の民営化を契機として発足したNPOが、JAやPTAとかの各種団体と連携して、地域課題の解決に向けた活動を行っているものがございます。直販をやったり、児童クラブの事業をやったり、多角化しているという事例でございます。

5 ページ目を御覧いただきますと、千葉市と大阪府の八尾市の例です。

千葉市の方で、もともと校区などを前提とした自治会などをはじめとして「地域運営委員会」を立ち上げております。

もともと平成17年頃に、右にありますような防犯パトロール隊をつくっていたのですが、この活動がさらに広がって、首都圏直下型の地震に備えるということから、災害時に運搬するヘリコプターとの契約を行うと。

さらには、近年、コロナが発生して、色々な活動が停滞した、及び高齢者がなかなか外に出る機会がないということから、健康プラザをつくって、要介護となることを防止するような運動などをサービスとして、令和2年ぐらいから提供されているものがあります。

この間、網羅的には把握できなかったのですが、そのほかの事例としても、コロナを通じてこういった地域コミュニティの活動、役割が変わってきているところもございまして、具体的には、八尾市の事例が右下に入っておりますが、見守りとか安否確認は、コロナで人と接触することがなかなかできなくなったことから、そういったことの重要性が高まっていて、町内会に入っている65歳以上の人に対しては、見守りと安否確認を随時行うサービスを提供したものとか、先ほどありましたようなフレイル対策みたいなものもあります。

あと、コミュニティにおいては、コロナを通じて、逆に色々な会議をLINEとかリモートで行うことを標準化することで、参加者の確保、若い人の参加を促進できているという意見も、定性的なものではございますが、聞こえてきている状況でございます。

6 ページ目を御覧いただきますと、これはもともと電話相談に取り組んでいたNPOが長野県の長野市にありまして、これらがフードバンクなどのほかの事業と色々な連携を促進して行っているものがございます。

実際に、こういった地域コミュニティが活動していく上で、どういう問題意識を持っているのかというのが7ページ目です。

如実に出てきているのは、人材の不足、活動資金の不足といったあたりになっております。これが7ページ目、8ページ目の資料でございます。

9 ページ目を御覧いただきますと、そういうニーズを踏まえて、実際に地域運営組織の持続的な運営などについて、必要な経費を平成28年から地財措置を行っているところでございます。

また、令和4年度からは、特に孤独・孤立対策という観点から、登下校時の見守りとか子ども食堂といったものを対象経費に追加してきている動きがございます。

10 ページ目を御覧いただきますと、地域運営組織に特別な位置付けを付与している自治体の取組も見られるということで、事例の御紹介になります。

神奈川県茅ヶ崎市と大阪府豊中市でございます。

いずれも地域コミュニティの認定などに関する条例とか、地域自治推進条例という条例を置きまして、一定の要件を満たす地域コミュニティに対して、地位を付与して、これらから意見具申をできるようにしたり、これらの団体に対して情報提供を促進したりするといったことで構えたものがございます。

特に、地域コミュニティの公平性・中立性を担保する意味で、地区内に存在する全ての自治会の加入を要件とするとか、そういった形で一定の条件をかませている事例も見られます。

11 ページ目が、担い手不足ということではあるのですが、担い手不足に対して、実際にNPOなどの中間支援組織を活用していく事例も見られるということで、こういったところを支援団体として使っていくことも重要なのかという認識でございます。

13 ページ目を御覧いただければと思います。

「地域コミュニティ活動の持続可能性の向上」ということでございまして、この持続可能性をどう担保していくかということでございます。

前回の御意見の中では、例えば災害とか、色々な通常とは異なる状況になったときに、自治会に色々な活動が期待されるのではないかと、デジタル化を推進していくときに、デジタルデバイドを埋めていく活動において、こういった地域コミュニティの連携が使えるのではないかと御意見がございました。

考え方としては、ますます地域コミュニティの果たす役割が大きくなっているという前提の認識の下、地域コミュニティの活動のデジタル化は積極的な活用が求められるだろうということ。

また、地域コミュニティの中の一つの大きな主体であります自治会等についても、これらが活動しやすくするためには、これは市町村から依頼するようなケースですが、行政協力業務の負担感が強いので、棚卸しをしていくことが重要なかなと考えておるところでございます。

14 ページ目は、デジタル化の事例でございます。

実際には、地域交流アプリの開発事業者なども入れて、DXを進めていく事例がございます。

最後に、15 ページ目になりますが、主な主体である自治会などに色々とアンケート調査をしてみますと、色々と活動範囲を広げたいのだけれども、行政からの依頼事項が負担感として多いので、これの見直しを行ってほしいということが出ております。

実際に、こういった要請を踏まえて、下の部分になりますが（自治会等以外の主体との連携）ということで、自治会が行っていた業務について、人材センターに委託するとか、行政の市町村の方で削減するための検討を進めている事例もございまして、こういったこ

とで多少機動力を発揮して、新しいニーズに対応していくことも必要なのかなと考えている次第でございます。

私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして、御意見等がございましたら、お願いいたします。

それでは、土山委員、お願いします。

○土山委員 御説明ありがとうございます。

審議項目1と審議項目2を通してということで御報告いただきまして、第14回でもお話がありました内容ですので、私も思い出しながら拝見しました。連携中枢都市圏や様々な広域連携に関わる審議項目1について、主に2点。

連携中枢都市圏構想は、柔軟な連携ができるようにつくられた制度であります。

また、もちろん、合意形成が難しいというところが声として上がっていることも事実かと思うのですが、今のところは、色々なやり方ができて、柔軟性が高いので、その仕組みがよい使い方をされて、パフォーマンスを上げた事例が出てくるための前駆的な位置なのではないかと。今はまだ、その事例の積み上げを見て、その中で難しい合意形成が可能であったところがあれば、その事例を共有していくということなのかなと思いついて見ました。

施策の展開、施策の執行は、施策単独、あるいは一定の集合で合意形成したこと以上に、政治の状況や社会の状況によって大きく変わります。廃棄物の問題でまともな体制も、どこかで新しい施設が造られたら、その枠組み自体が市民からも問われることもあります。

そうした中で、今、いくつか書き込むことが検討されているという記載がございますが、今のところは、今回示していただきましたように、事例を積み上げていく時期なのではないかと。

私は、内閣府の地方創生ゼロカーボン支援事業でマニュアルをつくるという作業をさせていただきましたが、実際にこれをやってみませんかとお声がけをすると、成功事例だけではなく、失敗事例についても悩みを言われることがある。やってみただけけれども、こういうところがボトルネックになっているということが寄せられる。それについては、地域の固有事情であることが多いところがございます。

制度の活用をめぐる、相談役のようなことを都道府県に期待されているのかなという書きぶりもございましたが、ここがサポートになるよということがあると助かるなどは思うのですが、全体的には、まだ、モデル全体として何かの示唆から新しい取組を入れるということよりも、そうした事例の積み上げを見ていく時期なのではないかと思っております。

また、施設の集約に関しては、都道府県の支援的な役割、20ページです。

利害調整は、公共施設などの共用利用や集約化・複合化の議論が、都道府県との連携・

協力によって円滑に進んでいる事例も見られるということがありました。

こちらも、地域で施設の集約や複合化を实はしたいと思っているということや、近隣で一つにまとめたいという声は確かに多く上がっているのですが、実際のところは、例えば財産区分の違い、普通財産なのか、共用財産なのか、行政財産なのか。また例えば、どこかの省庁から助成金が出ていて、その償還期間の縛りがあったり、あるいは用地の返還規定があるような施設がございます。その施設は、そもそも持っている制度的な制約を超えて調整していくところの難しさがある、そうした声を聞きます。

そうやって考えますと、例えば都道府県がそうした施設（の共有）に対してサポートの機能を果たせるかということ、都道府県の手にも余るようなそういう施設同士の調整、その施設ができた経緯に伴う省庁の助成金とか、そこで設定されている時間や用地、財産の取扱いの制度的な制約について超えることは、都道府県ではできませんので、むしろその部分については、都道府県を超えた支援が必要だということになるのではないかとということも考えられます。

審議項目2の様々な政策主体のあり方については、問題状況としては、ここに書いていただいているとおりでございますが、これも前提として把握しなければいけないのは、こうした市民の活動は、地域の固有性が非常に高く、さらに地域の固有性の中でも、主体の属人性が非常に高いということです。

様々な市民の効果のある先駆的な活動がずっと続いていくこと自体が、誰かが色々な事情でその活動ができなくなってしまったり、その団体から引いたりということによって、容易に変わってしまう。それが市民活動の前提だということでございます。

主体として、地縁型、テーマ型を示唆されている感じの記載もありました。

確かに、この2つは、大きく分けるとそのように分けられるところでございますが、今回は、テーマ型も地域の主体として、自治体との連携をより制度的に担保していこうと読めますが、そこもまたすごく属人性が高いところでございます。そうしたところに、国が標準化して、モデル化して、展開していくことには、やや難しいところがあるのではないかと。

活動も、団体も流動性が非常に高い中では、既に先行事例として、条例や助成金、活動に対する支援を出すことが展開されているので、それを先駆例としてこのように共有することがベターなのではないかと考えています。

また、地域の活動を支える公共的な主体という中では、最近では、市民の領域だけではなく、企業セクター、市場セクターの領域でもソーシャルベンチャーや社会的企業などの存在感も出てきました。

そうした市民と地域との関わりが多様化していて、その多様化の中で、地域の固有性が高く、主体の属人性が高く、しかも、その主体は政策主体というだけではなく、政治主体でもあるというところから見ますと、そこに何かのモデルをはめ込むというよりは、今、実際にそれぞれの地域の判断で、こういう団体やこういう活動には支援を出していこうと

いうことは可能になっているので、それを見守るということではないか。

もしくは、自治会の加入促進のように、交付税算定することはあり得るのかもしれませんが、その場合も、地域の固有性、主体の属人性の高さを鑑みて、国に期待される役割は、ある意味よきタニマチであるということではないかと思っております。

ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございました。

太田委員、お願いします。

○太田委員 太田です。

御説明ありがとうございました。

何点か思ったことを申し上げたいと思います。

まず、14回の資料を確認したら、今日はオンライン参加なので、すぐに確認できたのですが、今日お配りいただいた6ページの修正した箇所についてです。

前は減っていたところがあって、私はそこはどういうことだとお伺いしたはずですが、その際には、調べますみたいな感じだったのですが、今日の資料を見比べると、減っていたところはないということになっています。欄が落ちているのと、数が変わっていて、これは本当に総務省のミスだったと信じていいのかどうか。このような場ですので、一応、どういうミスだったのかを御説明いただいたほうが、自分が信じていい資料なのだという確認が取れるので、御確認いただければというのが1点目の質問です。

その上で、さらに意見だけ申しますと、まず「地域の未来予測」の問題についてです。負担の問題があって、なかなかぱっとは飛びついていただけていないようです。ですので、アプリとかを使って、みんながやりやすくすることについては、私は基本的にやっていただきたいというか、それは大賛成なのですが、その上で、若干制度的な問題として思ったことがあります。会津の事例をいい事例として紹介されたのですが、会津は、路線バスのルートとかにすぐに反映させ、その計画に使ったということは、例えば2040年を見越した長期というよりは、もうちょっと中短期の予測に使ったのではないかという気がします。

それが不適切ということはないのですが、私が思ったのは、むしろそちらの利用を薦めたほうがみんな使ってみようという気になるのであれば、未来のというよりは、中短期の政策予測を確実にするために使ってみませんかという説明の仕方の方がいいのだろうかということですが。

若干そう思ったのは、このところ必要があって、医療計画をもう一度勉強し直しているのですが、医療計画の基準病床数は現在、地域医療構想は将来に必要な医療量を算定することなのなのですが、将来といっても、今は2025年を基準時としています。今後、改めてそれをやり直すようです。つまり、将来の予測と言いながら、導入時期を考えると10年ぐらい先が予測時です。

ということで、中短期の予測をする際に、これはどうですかと言って、ずっと走らせる

ほうが、意外に使ってみようというか、使い勝手がいいように思ってもらえるのかどうかという論点があるのかなと思いました。第32次の印象だと、2040年問題とか言っていましたので、長期の予測を正確にやるために使ってくれというニュアンスが強過ぎて、だったら後回しみたいな理解になっていたら、不幸かなという気がした次第です。

次に、地方公共団体相互の連携の際の県の役割です。

確かに、純粋な水平連携がうまくいかないときに、誰か出て行って、ファシリテーターみたいな役を担うのはありかなと思ったのですが、そこで県に頑張ってもらおうとか言って、何かやると、32次のトラウマがあるといいますか、例えば補助金をつけるとかすると、県が国からお金をもらえることになって、途端に強制的に振る舞うのではないかというおそれが出て、またもめる。要するに、市町村が嫌がるおそれはないか。

国が何か制度化したら怒られる、非常に反発があるときに、県がやったら大丈夫、国と同じような反発を受けずにやれるのだったら、それは何でだろうという疑問が生じる一方で、それはそれとして、そうことを県がやっているときに、国がそれはいいことだと思って、横展開とかしようとして関与しますと、途端に県の媒介もうまくいなくなるのではないかという危惧もあり、そこら辺が難しいというか、そこに飛びついていいのかなという危惧を持ちました。これが2点目です。

3点目は、同じところで、人材派遣で、受け入れ市町村が復旧・復興の際に人が引き上げられることをかなり危惧していることが分かったのですが、他方で、自前で用意できないのだから、それぐらいは諦めてもらったほうがいいのではないかと思う自分が正直おります。空白を嫌がるのが何でなのか、第三者から見ると、気にするほどの空白ではないということはないのか。

復旧・復興が長期に及ぶ際には、そのような支援では済まないだろうから、あくまでも短期の話で、短期だったら我慢してくれという説もあるかなと思うのと同時に、住民サービスの問題が生じ、ここが極端に止まるというのだったら、困るのもそうだろうとも思います。そこら辺は、どう評価したらいいのかという気がいたしました。でないと、ただつけるだけになるのですが、それは丸抱えであって、それでいいのかという気がするところでございます。

4点目に、地域の公共私の連携で出た地域のところですが、地域コミュニティとか、そこら辺の地域団体のことですが、私も相矛盾する考えで困っているので、一応、論点として出しておきたいと思います。

土山委員の言われた、よきタニマチであるべきだという考え方ですが、私は、タニマチはちょっと怖いと正直思うのです。ひたすら公金を出させられる。その回路がきちんとテストされていないと、各団体にお金を出すことに伴う危険、自分たちの透明性、地方公共団体として必要な透明性も失われる危険があるだろうということがあります。

かつ、困るのは、両方公益を目指す団体であることです。片方が営利を目的とする団体だったら、もうけにならない限りやらないという論理があるので、かえって安心して付き

合えるという側面があるのです。要するに、自己目的があるはずだと。ところが、公益団士は似通っているから、引っ張られる危険があって、私は公益団体、非営利団体の方こそ注意すべきだと一般的に思っています。

そうすると、意見具申権等について特別な扱いをするのであれば、もちろん、条例等で透明性を中心とする一定の要件、あるいは開放性を要件とする、きちんとした要件を書き込むべきだと思います。

でないと、私的圧力団体の圧力行使と区別できなくなる危険があるので、そこはもちろん、政治ですから、圧力団体の圧力行使はあっていいのですが、特権的な地位を持たれると困るので、そこはきちんと書くべきだという気がいたします。

次に、お金を出すのだったら、そこも公金を出すのですから、規模いかんによっては、きちんと条例で書くべきだと思うのです。ただ、補助金について、法律の根拠は要らないと言ってきたのは行政法学なので、そこは反省した議論ももちろんあるのですが、うまくいっていないのは事実なので、反省を伴いますが、私は、そこから先のお金の出し方も今回の問題かなという気がいたします。

一方において、委託とかでやると、行政事務に協力しているという負担感があると。ただ、委託業務は、お金を出すときに、公益のテストは一番やりやすいはずなのです。これを委託する。だから、この公益を実現するために必要なお金だけ出すという形では、一番論理が通りやすいわけです。しかし、補助金になると、このテストがきちんと動くのか。その目的のために、これだけお金が要る、科研費等ではきちんとテストされているはずだという前提になっていますが、委託ほどきちんとやってくれているのかどうかはよくわかりません。また、きちんとされると困るという側面もあるわけです。そこら辺のつかみ金っぽくなるのが本当にいいのかどうかということについて、私はなお疑問があります。

つかみ金のようなものを出すのであれば、そこはもっと公益的なものの要件のみならず、公益を自由に追及するための補助金であるのだから、組織構造のようなところをきちんともっと見るべきだろうという気がいたします。例えば世帯単位でなく、個人単位で入れること、あるいは強制加入でないこととか、そこら辺のことが考えられます。また、中立的な意見形成がきちんとできることとか、そこら辺のことをもう少しちゃんと見るべきかなという気がいたします。

それを全部地方自治法に一切合財書き込むのか、条例でこういうことに注意してくださいねとするのかは、もう一つの論点かと思いますが、お金の出し方そのものについて論点化しておく必要があるかなと思って、申し上げた次第です。これが4点目です。

長くなりましたが、以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

1点目は、今回の資料は、前回のものに不正確なところがあったので、今回のもので訂正したという理解でよろしいですか。

○原市町村課長 はい。

全くお恥ずかしながら、前回の資料が間違っていたということですので、今回、数字の確認をして、これが新しいものということで提出させていただいております。

よろしく申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

次は、砂原委員、お願いします。

○砂原委員 どうもありがとうございます。

私も、今回挙がっていた項目1と項目2についてということですが、かなり太田先生の考えと裏返しというか、重なるところになりますが、3つほど手短かに申し上げたいと思います。

論点という形になるのかは分かりませんが、1つ目は、連携のタイムスパンみたいなものがどのように考えられているのかが、かなり中途半端というか、分かりにくくなっているところがあるのかなと感じたところです。

資料の5ページで、町村会からの意見として、最後の方に、首長が交代しても、連携の関係性が維持される仕組みについての不満みたいなものが書かれているわけですが、実際はおそらく、普通に連携を想定するのは、当然、そうなるのではないかと思うのです。首長が替わって、後退するような連携は、多分そもそもできないと思いますし、前提のようなどころがある。

圏域みたいな新しい組織をつくるのはまた別だと思いますが、連携自体がそういう形で見られてしまうと、要は、苦情があったらすぐに変えてもいいものだと思われると、多分、連携は起きないと思うのです。その辺りはきちんと明らかにすべきではないかなというのが1点目でございます。

2点目なのですが、これは「地域の未来予測」にも関わるところなのですが、連携を強調するとき、国が色々なことを地方にサービスするというか、やってもらいましょうみたいな旗を振るのが本当にいいのかというのは、私自身はよく分からないと感じているところです。

国が連携の話に入っていくということは、結局、自治体から見たら、何かあったときに頼るべきなのは、周りの市町村ではなくて、国ではないかという感覚をかなり残すというか、強める可能性はあるのではないかというところに懸念を持っています。

もちろん「地域の未来予測」みたいなやり方もあるということを国が示すこと自体はいいのかもしれませんが、連携というときに、国が音頭を取るのはもちろんいいかもしれませんが、ある程度距離を取らないと、頼るのは国ではなくて、周りの自治体ですよということをきちんと明らかにしなくては、どうしても自治体から見たら、習い性みたいなものもありますし、最後は国にというのが残ってしまうのではないかと感じます。

ですから、こういった「地域の未来予測」みたいな有用なものであれば、もちろん普及させるべきだと思いますが、そういったものの扱い方には、連携を強調するならばですが、ある程度慎重になるべきではないかと考えています。

最後ですが、連携のイメージみたいなものについて、これも明確に言われているわけではなくて、私自身が感じるどころだけなのかもしれませんが、連携を構成する団体が、常に平等でフラットな形で連携することはないのではないかと思います。

お話の中だと、みんなが対等に連携する、フラットな形で連携するみたいな感じがないと思うのですが、実際は、中心的に連携を進めるリーダーみたいなものがないと、これは別に市町村間の連携だけではなくて、我々の日常的な組織化とか、そういったものでも、中心的なリーダーなしにそういったことをするのは、おそらく無理なのではないかと。

そうすると、もちろん、定住自立圏とかでも中心市はあるわけですが、どういう形で市町村、あるいはそこで働く人たち、長も含めてですが、その人たちがどのようにリーダーシップを取り得るのかというところが重要な論点ではないかと考えています。

私は毎回、こちらのテーマでも、平時・非平時みたいなテーマでも、事業の責任を明らかにすることが重要ではないかみたいなことを主張することがあって、こういった連携でも、直接関係がないのではないかと思われているところもあるように思うのですが、責任があるとされている人たちがリーダーシップを取って、外部からの力を借りて、必要な事業をすることがないと、連携自体のマネジメントも難しいのではないかと。

つまり、もうちょっと言うと、連携みたいなものをマネジメントするというよりは、マネジメントされるべきは事業であって、事業を連携する中に、どのように連携を組み込んでいくかということが論点になるのではないかと考えています。

こういったリーダーが長であるべきかということ、私自身は、必ずしも長である必要はないと思いますし、ある程度長い期間を任されるような信頼されるマネージャーが重要になると考えています。

この信頼とは、長から信頼されるだけではなくて、周りの自治体や連携相手から信頼されるようなマネージャーでないと難しいと思いますし、ころころ変わってしまうと、なかなか厳しい。

どうやってそのようなリーダーを置くのを制度化するかということ、またこれはこれで非常に難しい話だと思うのですが、どういう形の連携がなされるかについてのイメージを設定するとき、本当に対等な関係だけなのか、リーダーシップみたいなものをどう考えるかということは、論点として重要ではないかと思えます。

とりわけ公共施設管理みたいなものは、長期の話にならざるを得ないわけですし、一定のリーダーシップみたいなものを自分がやるのだみたいな人がいないと、制度だけでは動かないところもあるのではないかと考えています。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

最初に御指摘のあった5ページの部分は、あくまで意見として提出されたものということであって、この調査会で出した見解というわけではございませんので、その点は一応確

認しておきたいと思います。

砂原委員は、当然、そのことを意識されて言われたのだと思いますが。

それでは、次に、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 どうもありがとうございました。

私からは、大きく3点申し上げたいと思いますが、その前に、全般的に今次の調査会でどういうスタンスを取るかということについて申し述べたいと思います。

先ほど土山委員がおっしゃったように、各地の取組をそのまま進めていけばいいということは確かにそうなのですが、人口減少、コロナ禍という状況の中で、自治体の自主的な取組はもちろん重要ですが、それが置かれている環境が非常に大きく変化していて、将来において危機的な課題が迫っていることは改めて認識しておく必要があります。そのための制度的な対応をどうするかということ自治体の側にも積極的に打ち出していくのが、おそらく、今回の当調査会のミッションの一つだと感じております。

ですので、私は前回も申し上げたのですが、資料の作り方も、一方で地域の自主性・自立性を重視しつつ、他方でやや危機感をにじませた形になっている作りになっているのかなと思います。その部分は、委員の皆様色々御意見があるかと思いますが、個人的には、危機感を共有することは重要だと思っております。

その上で、資料1に関する事で3点申し上げたいと思います。

1点目が「地域の未来予測」についてです。

これは、私がワーキングの座長を仰せつかっておりましたので、やや難しいところはあるのですが、これはあくまでツールであるというのは確認しておく必要があるかと思えます。

先ほど太田委員からもう少し短いスパンで考えたほうがいいのかという御示唆がありましたが、実はワーキングの中でも、2040年にこだわっているわけではなくて、例えば2030年のSDGsとか、色々なタイムスパンで考えられるので、それは地域によって色々な課題に即してスパンを考えていく。それを地域の住民の方々と一緒に課題認識を共有するための一つのツールであると位置付けるのが妥当ではないかと思っております。

ただ、これはハードルが高いという御意見はたくさんありますので、これは精緻なものを作り上げることが目的では全くありませんので、例えば総合計画をつくる時とか、基本構想をつくる時に、ひとつ実験的に取り入れてみるぐらいの考えでいくのが望ましいのではないかと考えています。

2点目は、施設・インフラに係る共同活用ということで、これは秋田の都道府県と市町村の連携の例がありますが、県にある程度主導的な役割を担っていただくということは、これからの状況を考えると必要な点かと思っております。

ただ、秋田の例のように、県庁所在都市で相互に見えるような施設があって、連携していくのは非常に分かりやすいのですが、例えば市町村の間での施設の調整に、従来ほぼ関

わっていない県が乗り出していくのは非常に難しいと考えています。

これは、次の専門人材の話とも関連しますが、平場でといいますか、市町村間の連携がうまくいかないから、すぐに県に頼るという形ではなかなか進まないの、市町村間の連携の仕組みと、県と市町村の連携という仕組みはある程度ルールといいますか、制度とまで言うと、32次の地制調のときの議論からすると、色々な議論があるのですが、何らかの枠組みを整備することによって乗りやすくすることも一つ考えられるのではないかと考えています。

最後に、専門人材についてです。

こちらは、それぞれ取組が進んでいるということで、それを支援するのは、当然必要かと思えます。

ただ、個人的に危惧しているのは、例えば非常に希少な専門人材を都道府県、あるいは連携中枢都市の中心市なり、大都市が確保して融通するというスキームを考えたときに、例えば専門人材の人たちは、大都市部に集約されていく可能性があって、一方で、連携中枢都市圏や大都市を中心とする人材確保のスキームと、都道府県を中心とする人材確保のスキームがバッティングする。

具体的に言うと、大都市圏を中心とするほうに専門人材が寄せられていくことも想定されますので、大都市と都道府県のさらなる調整をどう考えるかという議論が、さらに先の話として出てくる可能性があることは認識しておく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大橋委員、お願いします。

○大橋委員 ありがとうございます。

私からもいくつかコメントをさせていただきたいと思います。

まず、自治体間の連携に関わるお話についてですが、今回、合意形成が難しい課題について、どういった形で自治体間で合意をしていくことができるのかということで、本当に色々調べていただいて、非常に参考になったところでございます。

その上で、まず一つは、質問なのですが、そういった難しい合意形成に頑張って取り組んだ例として、この資料の7ページでみちのく盛岡広域連携都市圏についての例の御紹介がありまして、実際に取り組めた課題として、有害鳥獣の駆除の例を御紹介いただいているところであります。合意形成が難しいタイプの課題として私が理解しているのは、関係市町村の中でそれに取り組むと、得をする人と損をする人がいて、その間で合意をするのが難しいというようなことなのですが、本件については、どのような点が合意が難しかったのか、この点につきもう少し説明をいただくとありがたく存じます。

次に、関係市町村の意見をどういった形で連携の中で反映させていくかというのは本当に難しいところで、今までも何名かの委員の方から、32次地制調でのトラウマというお話もあって、ここは制度を検討するところですので、多分、何か具体的に取り組むとした

ら、制度化という話にはなるけれども、制度化するときは、各自治体の主体性を損なうことはあってはならないということで、そのバランスがとても難しいのかなと思います。

ただ、どなたかもおっしゃっていましたが、意見反映はとても大事で、軽視されるのは絶対にいけないことである一方で、連携の中では、誰か中心的なプレーヤーを置く必要があって、その中心的なプレーヤーが色々な意見を集約して、方針を決める。構成委員間で誰か中心は決める必要があって、その中心の人が意見をきちんと吸い上げる仕組みを考えていく必要がある。完全にフラットな仕組みは、効果的・効率的に連携を進めていくに当たっては、なかなか難しいかと思った次第でもございます。

未来予測については、もちろん、その作成が強制にわたることはいけないと思いますが、せっかくこのような話が出てきているところではありますので、これを活かして、将来に向けた課題を住民と自治体との間で色々と話し合ってもらいたいとは思っているところです。現段階でまだ3件しか作成例がないのはなかなか残念なことだと思いますので、そこについて何か手当をする必要はあるのかなと思います。その際には、自治体にとって未来予測に取り組むメリットを明示的に伝えていくのが大事かと思いました。

特に、自治体側でこの話が出たときに懸念されるのは、自分たちで作るのは大変そうだから、外の業者に委託する必要があるのだろうか、またそれにお金がかかるのだろうかという心配があるかと思うのですが、業務委託は必ずしも必要ではなく、そこまで手間をかけずにできるのだということを積極的に伝えていくとか、資料の中で、総合計画に関わる作業の一環としてつくられている例も紹介されていましたが、既存の色々な枠組みを進めるに当たっても「地域の未来予測」の作業をしておく、とても得になるという形で、自治体側が「地域の未来予測」をつくるメリットを色々と提示していくことも、取組を促進させていくに当たっては重要なのかなと思った次第でございます。

それから、公共私の連携、地域団体のお話ですが、まずは32次地制調の一つの成果としてあった、認可地縁団体に関わる法改正に関わることについて、その後の動向を資料にまとめていただきまして、ありがとうございました。大変参考になりました。

そんなに数は多くはないけれども、改正内容を踏まえて、一部の自治体は動き出しているということで、改正自体は具体的なニーズに沿ったものだったのかなと理解しております。

地域団体の中で法人化された団体の数は非常に少なそうで、そもそも法人化すべきかどうかという話もありますが、私も現段階で具体的なアイデアがあるわけではなくて大変恐縮なのですが、認可地縁団体の仕組みについて、地域団体にとってさらに使いやすくするための要素があるのであれば、今後も引き続き、可能な制度的手当てについて検討を続けていく必要があるのではないかと思います。

それから、自治会に対する手入れという意味では、具体的に取り組むことのできそうなテーマは、行政協力事務の見直しが挙がっていたと思います。これについては、きっとそういうことをしてもらえると、自治会等にとってはとてもありがたい話なのかなと思いま

すが、行政協力業務がどれぐらいあるのかとか、協力業務の中身が例えば都市部と地方部では違っていたりするのかなとか、もう少し深掘りをした上で、見直しの具体的検討みたいなものができるといいのかなと思いました。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

最初に御質問があった資料1の7ページですか。

これは非常に連携が困難な事案と言えるのかという御質問がございました。あるいは6ページの分類のうち、これは何に当たるかと言い換えることができるかもしれませんが、いかがですか。

○田中行政課長 大橋先生からのお尋ねについて、6ページの分類でどうなるかは、今、平行して確認しておりますが、まず、7ページにつきましては、確かに、合意形成が難しいような施設の共同活用とは、みんながあつたらいいねと思う施設について複数市町村で共同設置をするとなると、自分の区域内に置かれる団体と、そうではなく、区域外の施設を使わざるを得ない団体とが一緒にお金を出すことになり、合意形成がなかなか難しいというのが典型的なケースではないかと思えます。

ここで言っている有害鳥獣駆除のために役立つ総合射撃場が、そういうみんなが設置してほしいと思う施設なのかどうかということに関しては、確かに大橋先生がおっしゃるように、必ずしもそうではないのではないかと、伝統的に広域連携が早くから進んできたごみ処理場とか、そういうグループと近いという見方もあるとは確かにあるかと思えます。いずれにしても、総合射撃場の類いは都道府県が整備したりするケースもあるのですが、そうではなくて、あえて複数市町村でお金を出し合って、特定の場所に造ることについては、合意形成は大変だったのではないだろうかとは思いますが、ズバリではないのですが、参考になる事例なのではないだろうかと考えております。

それから、大橋先生と砂原先生からも連携は誰かがリーダーシップを取らないとうまくいかないのではないかと御指摘をいただきまして、その点については、32次でさんざん議論してきましたように、連携は様々な形があつて、核がある連携もあれば、核がない連携もあるという様々なバリエーションがもちろんあるのだということは前提ではありますが、最近の地方制度調査会の議論では、連携の実が上がっている事例は、どこか核のある団体があつて、周辺市町村と連携していくパターンが比較的うまくいっているし、それが現実、地方の実情にも合っているのではないかという問題意識から、連携中枢都市圏とか定住自立圏という枠組みができているということと認識しております。

一方で、前回の地方制度調査会では、こうした取組は進んできて、核になるところがある意味リーダーシップを取っていくにしても、一人で走ってしまい過ぎて、周りの市町村がついてこられないことになってしまうと、特に合意形成が難しい取組をむしろ阻害するようになってしまうのではないかという反省点もあり、関係市町村の意見を丁寧に反映する取組が必要なのではないかという議論だったと記憶しております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

色々と御意見を拝聴して、32次の地制調でかなり突っ込んで議論した点が御意見として出てきているという感じがいたします。今、田中課長が指摘された点はそうですし、都道府県が出ていくときに、市町村間の連携とどのように関係づけるか、関係をどのように考えるかという点も、32次でかなり議論したと思います。今回の取りまとめに当たっても、32次の部分をうまく使えるところは使う必要があるかと思いました。

それでは、次に、荒見委員、お願いします。

○荒見委員 ありがとうございます。

いくつかあるのですが、1点目に、今話題になっていた、連携におけるリーダーシップについて、私自身は、これまでの議論をきちんと押さえられているわけでもないので外していたら申し訳ありません。連携に関して、リーダーシップみたいなもの、確かにコミットする主体が必要だというのは事実だと思うのですが、他方、それを制度化すること、つまり、誰かがリーダーと決めてやっていくことに対して、実はそのこと自体に結構反発があるのではないのでしょうか。反発といいますかそのこと自体が嫌なのではないかと思いません。要は、階層化されることにつながるといいますか、結局、どこかがリーダーになったら、どうしてもなると思うのです。

例えば、研究者の共同研究はリーダーがいるのですが、あるコミュニティなり、組むメンバー同士の中で、何かやりたいことがあって、この人がリーダーとなっていくよ、と自然と持ち上げられていく、誰かが上から決めているわけではない。

実際みんなで話し合っってリーダーを決めているわけでもないと思うのですが、さっきの鳥獣駆除の話とかもそうだと思うのですが、多分、人間関係があって、その中で自然とリーダーができていたり、みんなが自然と持ち上げてふさわしい人がなっていく、そういう流れのでき方だと思うのです。

上から誰かがおまえがリーダーをやりなさいと決めてやったときに、本当に必要があるものは多分別にそれと関係がなく進むと思うのですが、必要があってもそもそも連携の背景がないところでリーダーを決めたとしても、何であいつがコミットするの、みたいなことになっていくのが実態なのではないかと私は思っていますので、リーダーシップの制度化を強く進めていくことは効果があるのかというのは分からないというのが私の意見になります。

あと、先ほど伊藤先生が危機感の共有の重要性の話をされていまして、私も自治体の連携や地域活動などいずれも共通するのですが、一方で、ボトムアップでやっていくもの、ボトムアップで自然発生していくものではないかという考え方があり、一方で、危機感を共有して、国が枠組みをつくって入っていく二極の考え方があるとしたときに、どっちかということ、危機感の共有はしたほうが良いという立場ではあります。

他方、気になっているのは、国都道府県が持っている危機感と、実際に市町村が今直面

している危機感、人口減少で直面している危機感にもしかしたらずれがあるのかもしれないと思っていて、国目線や都道府県目線で見るときには、リソースが明らかに偏在していたり、全部は維持できないところはあるわけですが、市町村としては、自分の地域の目の前のことをどうしようというところが多分あると思うので、どちらかというと、市町村の持っている危機感に寄り添った形での連携とか地域活動の施策みたいなものを考えたほうが結果的に良いと総論では思っています。

ただ、具体的にどうすればいいのかということまでは分かっていないのですが、これらの施策がなかなか思ったように進んでいないのは、目線のズレがあるのではないかとというのがまず全体として思ったところです。

個別のところについて、まず「地域の未来予測」なのですが、これについてはいくつかあって、1つ目は、QGISを使って、きれいなものができましたという話があったのですが、瑣末なことで申し訳ないのですが、QGISの資料を作るのに何日かかるというか、どれぐらいの労力がかかるのだろうという質問です。あと17ページに2つ図があって、左のものは、地域で話し合うときにはまだ実際に使えない状態だと思うのです。

なので、ここから載っている路線図をもっとわかりやすくして、実際に一般の人がこれを見ながら作業するのに使えるようなものに仕上げていくところが結構手間なのではないかとどうしても思ってしまった、これはGISとかを分析で使っていれば分かると思うのですが、その辺が負担なので、作成の負担を下げるのであれば、もっと工夫していかなくてはいけないのではないかとこのところが一つです。

2つ目が、タイムスパンの件で、中短期の予測と長期の予測という話を太田先生がされていたと思うのですが、私も、中短期の予測で使ったほうがいいのではないかとこののですが、それはさておき、今のまま長期の予測で使ったとして客観的な課題は見える化できたとしても、見せたことで地域の合意がとりやすくなるのかというのは、そこは本当にそうなるのかなといったところが、よく分からないです。

この間、テレビでみたのですが、熊本で被災した村で高台移転をしたい、どう考えても次もまずいから、ハザードマップを見せて理解を得て移転させたいという話をしたけれども高齢者が嫌がると。それで村長さんが困っているみたいな話がドキュメンタリーでありました。見せたからどのように合意形成できるのかというところの見通しを自治体が持っていないと、実際に使えるようにならない気がします。どっちみち施設のこととか、色々な資源の配置の中に関しては、まず、自治体がある程度方向性を持つことがより重要で、まずそれを重視するためにやったほうがいいのではないかと思っています。

それから、20ページの施設とインフラのことに関してなのですが、私が働いている愛知県の知多半島では結構連携が進んでいて、5市5町とかでよくやっているのです。

確か衣浦定住自立圏など色々とやっていて、施設の共通利用もしているのですが、それに加えて、全然関係ないのですが、その共同利用の枠組みには入っていなかったと思うのですが知多半島は、割と地域的な一体性が高いので、子育て支援センターなど、枠組みと

は別だけれども、近隣の町村から来たりして、相互利用とかがあるのです。だから、ある自治体によその市町村の親の子育ての相談にのったり、そういうことがある。そうすると、お互いにのり合って、施設を使う。

そうすると、子育てセンターの周りにあるような施設みたいなものも一緒に使うみたいなことが進んでいて、そういう動きを見ていると、住民の相互利用の実績みたいなものは結構大事なのかなと思いました。施設などは都道府県が上から音頭をとって共同で使っていただくのとやるよりも、例えば複数の公共施設を使うときに、例えば一回一回使うのに、いちいち自治体が異なるからと登録手続をさせないとか、共通の利用カードを作る費用を支援するとか、住民が進んで使いやすくする実績を作ることを促進するようなサポートの方法もあるのではないかと思ったのが施設の話です。

それから、人材なのですが、これも質問なのですが、33ページの好事例のところ、都道府県が人材を提供していましたが、2年で異動は結構きつくないのかなと素朴に疑問に思っています。

土木とかは、土着性とか地域の固有性・専門性がかなり高い領域だと思うので、ぱっとどこかから連れてきて、働いてもらうだけではなくて、ここの土砂は崩れやすいとかではないのですが、そういう地域ごとの固有の事情みたいなものをかなりのみ込んでいった上で勉強して行って、使い物になるような気がするのですが、2年で異動してしまうような形だと大丈夫なのか、どういうふうの中で役割分担しているのか、と思いました。

ただ、好事例として挙げられているということは、実際に福井県は、多分それでうまくまとまっているのだと思うので、それについて、異動のスパンとかに関しては、何か意見とか課題というか、そういうのは出ているのかなというところが気になりました。

最後に、コミュニティのところ、地域活動を行う人材が不足していて困っているという話で、コーディネーターの育成などでやっていこうという話が多分出ていたと思うのですが、今はボランティアで動ける人は、若い世代はなかなか難しいので、研修による人材の育成だけだと、関わる人材が増えていくかどうかはよく分からないのです。

私は先日、愛知県内のとある医療生協の調査に行きまして、その医療生協は、病院や介護の事業所を出資金でつくって、専門職が病院や介護事業所を通じて組合員の地域での生活を支える代わりに、地域とのネットワークが必要な活動は組合員さんたちが活動していて組合員の範囲を超えて地域の見守りや支え合いをやっていて、中高生の部活のような熱心さといえいいのか、今どき信じられないぐらいの動員力を誇って皆さん楽しく活動されているのです。

どうしてこういう仕組みが成り立っているのかなと聞いたり観察していたときに、自分がコミットして、出資金を出して、質の高い医療や、高度の専門職と住民の非対称性を感じさせない形で同じ目線で付き合ってくれるような、住民にとってみたら、ありがたい成果を得られる、コミットできる対象が診療所や介護事業所があるからこそ、それを守り、地域を良くしていくために自分で地域活動に協力して、支え合い活動とか見守りをお互い

にやっっていこうと。

そういう守りたいもの、対価があるからこそ働けるというか、自主的な活動ができるという語りを何回か聞いて、しかも、それは別に組合員同士だけの互助ではなくて、地域を守るので、組合員ではない人に対してもやっっていけるという余裕が出てくるみたいな話を聞きました。今の地域活動にかかわる議論は、行政のリソースがないのでとにかく働いてください、ボランティアを促進しましょう、というところが強く受け止められていると思いますので、活動することの対価というのか、それはお金である必要は必ずしもないですが、活動して生活の安心が手に入れられる、学びがある、いいことがあったというのが何か見えるような形であったほうがいいと思っています。それに関わるような支援を考えたほうがいい。

なので、難しいのですが、それは場合によっては透明性の問題はあるとはいえ、財政的に活動しやすくするだけではなく、意見具申などやり方次第ですが、地域活動をする人たちがもう少しやってよかった感を出せるような支援ができたらいいのではないかと思ったところです。

まとまらなくて申し訳ないのですが、以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

資料1の17ページの資料を作るために、どれぐらいかかったかという御質問がございましたが。

○原市町村課長 17ページの資料は、うちの課の若手の職員が大体10時間程度で作成したと聞いています。

実際、ほかの業務をやりながら、合間合間で整理していくと、1週間もあれば作れるという感じなので、それぐらいの負担感だということです。

もともとGISを使ったりしたことのない職員でも取り組めるという話でありました。

以上です。

○山本委員長 あと、33ページの土木職員について、2年というスパンが短く、これで大丈夫かという御質問がありましたが、確認しておいていただけますか。

○原市町村課長 分かりました。

2年で支障があるという話は特に聞こえておりません。

あわせて、おそらく、地元の色々な地盤とか土木に関するようなローカル知の部分と、それに対してどう設計するかというもうちょっと抽象的な知識を持った部分とで役割分担しているのではないかと思います。これについては、情報があれば、次回、少し提供させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 ありがとうございます。

御説明どうもありがとうございました。

毎回、膨大な情報提供や分かりやすい資料作成が非常に素晴らしいと思っております。

非隣接自治体の連携については、各自治体の目標設定の困難さなどの課題がある中で、改めて各自治体が工夫を凝らして連携を進めていることも理解できました。

一方で、こうしたアクティブな自治体以外にも、ケースが共有できていない現状もあるかと思えます。

また、都道府県をまたいだような仮想空間上の連携もあるかと思えますので、こうしたケースを所管官庁などどこかが主体となって、データ連携やオープンデータを進めていくことも一考かと思えます。

あと、未来像を具現化していく点についてなのですが、色々と御指摘があったように、2040年という長期視点ももちろん大事だと思いますが、短期・中期のスパンでターゲットのゴールを設定して、さらに経営的な視点で評価していくことが大事かと思えます。

今、SDGs 2030の折り返し点に来て、この目標達成が困難であるという非常に厳しい調査結果も公開されている現状にあります。SDGsを推進している自治体も多い中で、こうした点も加味しながら、ゴールに向けてPDCAを繰り返して、アジャイルに見直していく連携のあり方など、柔軟性を持たせていくことが大事かと思っています。

もう一つ、デジタルに関しても、進化のスピードが非常に速いので、技術に関しても、あるいはデータの開示に関しても都度アップデートしていくことも求められるかと思っています。

最後に、未来像についてですが、具体的には、AIを活用するようなシステムの構築、例えば人材不足をカバーできるような広域連携の一つとして、民間企業とか研究所、スタートアップが活用できるもの、そして、先進事例をグローバル視点で他の主要国も検討の材料に入れていくことが、国際比較分析の上でも必要になるのではないかと考えています。

これによって、将来的には、長期的な視点で考えますと、地域の経済活性化のみならず、実は自立化も促しながら、国の成長戦略にも寄与するものではないかと考えております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございました。

それでは、谷口委員、お願いします。

○谷口委員 ありがとうございます。

本日も、これから進めるにふさわしい、意義深い点についてまとめてくださりまして、誠にありがとうございました。

私からは、3点ほど感じたことを述べます。

最初に、日本社会はコロナ禍を経験して、対応策や復旧策を考えてきました。資料1の最初の2の論点には、合意形成やPDCAサイクルといった言葉があります。しかし非平時に関する問題は、より柔軟に進めても良いと思いました。例えば近年注目されているのが、「重なり合う合意」という言葉です。ステークホルダーが多様だと完全な合意形成は

難しいですが、それぞれがとても大事にしているところだけでもすり合わせをして、対応をスタートさせたいときに、有効な考え方です。

日本の仕事の仕方はすごくクオリティーが高いので、しっかりと間違いなくやろうとするとなかなか始まらないところがあるので、部分的に決まったことに基づいて進める形もあり得るのではないかと。

そしてP D C Aサイクルについては、例えば内閣府の地方分権の会議で、自治体から計画策定の負担が重過ぎるという意見が多く寄せられていることがわかりました。省庁がそれぞれ色々な政策を考えるのはいいのですが、それを国全体に浸透させようとして、各自治体にP D C Aサイクルの実行を要請する。重複する内容の計画策定もあり、小さい自治体は対応が大変なので、「原則増やさないで、統廃合してほしい」という意見が地方から出ているようです。

そこで、最近P D C Aサイクルと並んで出されてくる概念として、O O D Aループという考え方もあります。「O O D Aループ」とは、O b s e r v e、O r i e n t、D e c i d e、A c tの循環です。

先ほど視点をどこに持ってくるかという御指摘を先生方がされていました。長期的かつ大きな枠組みについて、P D C Aでグランドデザインを描くことは良いと思うのですが、先に何が起こるか分からないとか、非平時とか、緊急に対応しなくてはいけないとか、状況に応じてアジャイルで考えなくてはいけないときに、O O D Aループは、観察し、状況判断し、意思決定し、実行するという手順で、「手戻り」をいくらしても良いので、適している面もあります。

もちろん、なし崩し的に実行するのではなくて、途中のプロセスや事後の振り返り、分析を重んじつつ、次に生かせばと思います。P D C Aと並んで、そういった柔軟な考え方を制度設計の底流に入れていくのもありかなと。より柔軟に、より早く行動するために、完璧さを求めないというか、そういうこともあり得るかなというのが1点です。

第2点目は「地域の未来予測」等にも関わってくるのですが、全部予測することは当然できないにしても、予測しないよりはやったほうが良いと思います。

ただ、他の自治体との競争関係、あるいは日本以外の外的な環境の状況によっても変化したりするので、先ほどの御指摘にもあったように、未来予測に基づいてバス路線を変えたという、5年は運用可能だけれども、15年先は分からないみたいなどころがどうしてもあるでしょう。

そう考えていくと、予測するのはもちろんいいのですが、しっかりと実証実験や分析を行うことも必要なのかなと思います。

未来予測の実施は、それだけでも自治体の対応を進めると考えられます。

未来予測を行うような自治体は、そもそも課題解決意識が高いからです。課題解決に積極的でない自治体は、予測もしない。そう考えると、「予測するだけでも効果がある」と国が導きたいなら、予測に基づいて解決を進めた成功事例だけを見る・見せるのでは不十

分かかもしれません。良い事例と悪い事例を両方見て比較するから、成功の要因が分かるとも言えます。自治体間や多主体間の連携もそうですが、どういう条件ではうまくいき、あるいはうまくいっていないのかといったことを国が見ていくとよいのではないかと思います。そして、未来予測に基づく問題解決策の横展開を支援したほうがいいですね。

様々な自治体での問題解決の手法や情報のアーカイブ化はできるとは思うのですが、国はそれを分析につなげていって、どんなところでどんなことがやられていて、それが成功したり、持続したりしている要因を分析することによって、国全体を導けるのではないかなど。

最近、ハーバード大学の経営学者が「羊飼型リーダー」という像を提起しています。羊はそれぞれ自主的に移動しようとするけれども、迷子になったり危険な場所に行ってしまうので、後ろから眺めている羊飼いが、外れそうな羊を導いていく、というようなリーダーのイメージ。それが正しいというわけではないのですが、それぞれにある程度の自主性を持って進んでもらいながらも、リーダーが進むべき方向を分かっているといけないうので、そういった意味では、事例に基づく分析を国がすることができるのではないかなどというのが2点目です。

3点目は、「公共私」の連携という場合に、我々研究者もちゃんと役立たなくてはいけないなど感じています。

「産官学」という言葉がありますが、今、大学など様々な学校は、基本的に地域に貢献しよう、課題解決のために一緒に協働しよう、というマインドは持っているのです、そういう研究や教育の現場も、地域の施策のアクターになることを考えていく。

総務省がそれをどうこう言うのは難しいかもしれませんが、この間も、早稲田大学が出していらっしゃる議会改革、議会DX化のランキングで、1位を取ったところは、やはり企業や大学と提携しているのです。自治体だけでは解決が難しいことに、研究者も貢献してはいけないなども考えた次第です。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大屋委員、

お願いします。

○大屋委員 ありがとうございます。

3点ほど申し上げます。

1つ目は「地域の未来予測」についてであります。

資料1の12ページのポツ2だと思います。

作成とか検討を促進するために、より積極的に取組を進めることについては賛成するところですが、予測はあくまで現状からの延長線を引っ張っているのが、このタイプのデータの前提として、その前提をどのように決めたらこうなる、だから、本来は、ここが介入点だみたいなことを分析するために使わなければいけないものだと承知しています。

そう考えると、ツールを提供することによって、その部分が忘却されて、ブラックボックス化してしまうことに関する懸念は多少あるところだと思います。

データサイエンスの知識がある程度社会的に普遍的に必要なという声が高まっておりまして、専門を問わず、大学で必修化すべきだみたいなことも言われている現状からすると、むしろワークショップとか研修のカリキュラムの見直しみたいな手段を通じて、現状で既に提供されているツールを利活用できる能力を自治体職員に涵養してもらうことを考えるほうがよいのではないかとと思われるところはあります。

また、その際、どの程度の期間を想定し、予測すべきかということについては、利用促進の観点からは、より中短期で考えたほうがよいという太田委員の御指摘もごもっともだと思います。そもそも32次地制調などでこの話をした背景には、短期的な予測の範囲で、このぐらいなら耐えられるだろうという政策を積み重ねていった結果、全体として、ちょっと悪い言い方になりますが、いわゆるゆでガエル化すると。15年、20年先にはサステナブルでない施策が選択されてしまう問題があるという問題意識があったかと思いません。この点には留意すべきかなと思ったところであります。

2点目ですが、資料2に移ります。

3ページのポツ3で、地域で活動している団体等に意見具申の役割を付与することについてどうかという論点がございました。

一般論として、大きな問題はもちろんだと思うのですが、社会福祉協議会のように、民主的代表的によって必ずしも包含されない専門性が問われるような問題について、公式に意見集約の機会に参加するのは分かるのですが、地域づくりは、本来、直接的に地方議会が担う責務と重なるのではないかと。だから、本来的には、議員さんがそこを集約するとか、取り持つことが期待されるのではないかという点は、付言しておいたほうがよいのではないかと思うところであります。

3点目は、13ページのポツ4で、町内会、自治会の弱体化の問題が扱われておりまして、いわゆる行政職務の代行的側面が強過ぎるのではないかということが示唆されているわけであります。

それもあると思いますが、もう一つ、町内会とか自治会の組織率の低下という問題がおそらくあって、それが負担感に一層強調感をもたらしているところは留意すべきかと思われました。

私事をお話いたしますが、私はマンションの住人なので、管理組合がありまして、管理組合の理事会がその自治的機能を果たしているわけであります。

これと地域の町内会が当初は加盟しておったのですが、決裂いたしまして、町内会から一斉離脱をしたということで、我々は行政からあまりカバーされていない領域になっている。

地域住民の方から結成される町内会と、割と都市住民の多い、マンション住民の間でプライベートな情報管理のあり方などについての感覚が大分違うことが背景にありまして、

具体的に言うと、住民名簿を配ろうとしたので、やめてくれという話になったというのが大きな事情だったのですが、こういうことも踏まえて、提言されているとおりですが、様々な中間団体の棚卸しをする、重なり合っているものはある程度整理することが必要なのではないかと思うところであります。

私からは以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、横田委員、お願いします。

○横田委員 ありがとうございます。

私からは、大きく3点意見を申し上げます。

まず「地域の未来予測」の件で、まだ少ない事例だとは思いますが、自治体の方も自前で資料を準備されるという流れができていることはよいことだと思っておりますし、先ほど総務省の職員の方が10時間程度でGISのデータを活用してやったということをお伺いしたのですが、すばらしい、よいことだと思っております。

勝手な希望ですが、大屋委員がおっしゃったことに留意しつつではあると思っておりますが、簡便なツールを準備するのは非常によいと思っております。それができる前でも、最近だと、YouTubeで「〇〇やってみた」みたいなものを見ながら、みんな結構作業を効率よく進めることが非常によくありますし、弊社なども、リモートの従業員に、エクセルの関数はこの「〇〇やってみた」を見てみたら、すぐにできるよみたいな形でやっていたりもするので、そういったことであれば、すぐに対処ができる面もあるのではないかと。紙のマニュアルだけではなくて、総務省に関しても、もうちょっと進化した情報提供のあり方は検討されているかもしれませんが、是非御検討いただきたいところでございます。

2点目は、8ページ目、9ページ目の愛媛県の特設自治体が協働してデジタル化を進めた件、背景も追加的に御説明ありがとうございます。

まず、事例で挙がっていた件に関してなのですが、これは完全に愛媛県がリーダーシップを取って進めた例と理解いたしました。

愛媛県がリーダーシップを取りながら、プラットフォームを有効活用して、ほかの自治体が相乗りするという形を取っていると思っていて、令和4年末に皆さんにお声かけをして、翌月には交付金の応募ができているということは、おそらく、ある程度愛媛県の方で内容を詰めた上で動かしているということだろうと思っております。

こういった例は、非常に簡便にメリットの共有を経済合理性も含めて進められることであらうと認識しておりますので、より事例が増えていくことを期待したいと思います。

一方で、9ページ目で御説明いただいた「自治体事務標準化推進協議会」も非常に興味深い取組だなと理解いたしました。

本当に自然発生的にスピーディーな動きがあることは大いに評価したいという前提ではあるのですが、ホームページを拝見すると、官民連携の取組になっていて、民間企業も協賛金を出しながら進めている協議会であるということです。なので、民間のお金もかなり

出ながら、事務局が運営されているのではないかと想像いたしました。

ただ、若干懸念されるのが、本来、この協議会自体の透明性も図られるべきなのではないかとか、本当に愛媛県主導のままでいいのかといったことも気になりましたし、参画・離脱の柔軟性とか、やりやすさとか、始めるのは簡単だけれども、問題が起きたときにどうするかということが手当てされているのかとか、若干気になるところがあったので、もう少しこういった取組がどのように進んでいくのか見守りたいですし、研究を進めていただきたいと思います。

何を一番評価しているかというのと、今回の論点から若干ずれてしまうのですが、自治体間のコミュニケーションのデジタル化のよい事例なのだと思います。

お互いにデータベースでちゃんと事例を共有し合い、チャットツールで非隣接地域でもコミュニケーションを取りながら連携できているということなのですが、これはまさに都道府県、あるいは広域的にこういうツールが取り込まれて、隣接地域でもこういったものが使われることは、色々な意味でスピーディーに物事が図られるのではないかと思います。感想になります。

最後に、危機感の共有の話です。

伊藤先生からもあったところで、色々議論が上がっていた点になりますが、私自身も、危機感の持ち方は、階層によって様々になってくる中で、全てをお任せという状況では立ち行かない状況なのだと理解しております。

実際には、現場も本当は危機感を持っているのだけれども、利害の沼にはまっていて、後押しがあることで進むという観点ももちろんありますし、他の委員がおっしゃっていたように、危機感のずれがあるからこそ、補完関係として、色々な観点から補完し合う中でのある一定の誘導だったり、サポートだったり重要なのではないかと考えております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

牧原委員、お願いします。

○牧原委員 時間も限られておりますので、できるだけ簡潔にと思います。

今回、連携を中心に御説明いただいたのですが、自治体間連携でも公共私連携でも、これまでも議論にあったように、要は、市民であれ、自治体であれ、それぞれの個性が前提となるので、全国あまねくある枠組みで進めることが、そもそもそういう発想になじまない。だから、自治法で規定するのはちょっと難しい問題を扱っているのだということが一つ言えるのだと思います。

2つ目には、人権の問題。

これは今まで議論した32次地方制度調査会で問題にしたことですが、実はまだら模様で進んでいるのではないかと。

32次のときは2040年の危機と言ったわけですが、現実には、既にかなり色々な問題が出てきていることがあるわけです。

タクシーの運転手不足の問題は、ニュースで言われていますが、私自身が研究所で連携している相手方の自治体の市民の方としゃべっていると、やはりそうした問題が深刻なようです。

しかし、それも地域によって違うので、そうなる、また全国あまねくというのは難しい。その中で、どのように対応するかということを経験しているということなのだと思います。ですので、これは適切な類型化がいいのではないかと。

人々の危機感や問題意識に合うような類型化を色々な場面で進めていくことが望まれるので、非平時・平時の問題でも色々な類型化をやっていたと思いますので、それと同じところが多分必要なのだろうと思います。

その上で、未来予測、専門人材、地域コミュニティの3点について簡単に申し上げたいと思います。

未来予測については、今回、資料1の17ページだと思いますが、相模原、八王子、町田で連携してこれに取り組んだというのが、地域カルテについて議論があったときに、32次地方制度調査会の議論の中でも想定されたケースです。未来予測を連携に生かしていくことができれば、大変好ましいのではないかと思います。

ただ、そのために必要なのは、ここにあるように、職員の勉強会でやったということです。もちろん、色々な制度的条件があるのですが、内々で職員が自発的に地域を超えて、自治体を超えて協力して、一定の予測をしていく。このスタイルこそ、私は推奨したほうがいいのではないかと思います。

ただ、それだけではなくて、これを市民参加のツールとして使うケースも、自治体によってはあるわけですから、職員の勉強会と市民参加という2つをどのように組み合わせて未来予測をするべきかということが大事です。2020年に32次の報告書が出て、まだ3年なので、早々簡単に多くの地域が未来予測を手がけられるとは思いませんが、こういう2つのケースがあることは強く言っているのではないかと。

その場合に、庁内で企画部門だけではなくて、事業部門が関わってくるので、かなり庁内調整が必要だと思いますので、庁内調整をうまく進めるような手だてとかを地制調で提案していくことは意味があるのではないかと思います。

地域コミュニティの問題もそうなのですが、今、私が所属している先端研が、全国で30ぐらいの自治体と包括連携をしており、包括連携をして分かってきたのは、双方で包括連携をすると、今言った自治体内の調整が進みやすいということを経験している自治体で言っているのです。

つまり、大学と自治体で包括連携をしていることで、庁内で動きやすいというのは、そういう仕組みだということにやってみて気づいたのですが、自治体同士の連携、さらにコミュニティとの連携でも、庁内の調整を促すことを考えていく必要があるのではないかと思います。

地域コミュニティに関してですが、庁内よりも危機感を持っているところは、一番ここ

だと思っております。ですので、地域コミュニティの危機感をうまく行政の仕組みと結びつけるにはどうすればいいかということが課題でしょう。逆に言えば、危機感があまりない地域コミュニティに頑張ってもらいましょうと言うのは無理なので、そこをうまく仕組みとして乗せていくことを考えるべきではないかと私は思います。

最後に、専門人材なのですが、今回、デジタル化でデジタル人材のケースが出てきているのですが、以前は、土地区画整理とか下水道、インフラ関係の専門人材の不足がよく言われていたと思うのです。

インフラ関係の専門人材は、どちらかというところと基本、公務員であることが想定されていた上での人材のやりとりだったと思います。

片や、デジタル人材は民間であることが多いはずですから、専門人材のリクルートの仕方が多分、根本的に違うのではないかと。民間の人材をうまく都道府県、市町村を超えて融通すると、専ら公務員で想定されている専門人材の流通は根幹が違ってくると思いますから、一方を立てると、逆も整理が割とできるのかなと思ったところでございます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、岡崎委員、お願いします。

○岡崎委員 1点だけすみません。

感想みたいところなのですが、7ページで、射撃場を造るのは岩手の事例ですか。

これは、右下を見ますと、首長さんが年2、3回懇談して、各担当部長さんの会議も年2、3回程度ということで、こういうことが成果につながったと思うのです。

それは、逆に言いますと、6ページの分野がほとんど増えていないのは、当然、やっておられるであろうと思われる首長さんとか担当の部長さん方の打合せがほとんどないのではないかなと。

つまり、一度連携協約を結んでしまった圏域は、それぞれの例えば医療や教育とかの分野同士の打合せは当然あるのですが、連携協約全体を俯瞰して、それぞれの取組をもっと掘り下げようとか、あるいは取り組む分野をもっと増やせないかとか、そういう観点からの会議というところ、首長とか企画担当の幹部になってきますが、そういうことがされていないのではないかと。既に一度組んだ連携中枢都市圏等の取組の中身をもう少し拡大・充実できないかという検討はあまりされていないのかなという気がしたのです。

また、そういうインセンティブがほとんど働かない仕掛けになっている。一回つくったら、それで終わってしまう感じのものでありますから、これを見ると、母数が3団体増えているのですが「災害対策」は4増えたけれども、3以上増えたのがほとんどないのです。

だから、一遍つくった中枢都市圏を成長していけるインセンティブを与えることをもうちょっと考えてもいいのかなという気がいたしました。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

既に時間になってしまいましたので、今日はこの辺で閉めることにしたいと思います。

先ほども申しましたが、32次での議論で深掘りしたところをもう一回振り返ることが必要であるかと思いました。

ほかに、大きなところで申しますと、最後の方で、それぞれの地方公共団体の庁内の調整とか連携が実際上、重要であるという御指摘がございました。公共私の方では、連携する民間団体について、透明性、あるいは開放性の要件を要求することが重要であり、あるいは既存の地域団体と他の団体との関係をどう考えていくかという点が重要という御指摘がありました。

確かに、先ほど太田委員が言われました補助金の交付に当たっては、法律の根拠は要らないという議論が典型的にされますが、補助金にも色々あり、このように公共の役割を担っていただくために補助金を交付する場合は、そのための要件は、本来は法制度上定めておくべきではないかという議論があり得ると思いますので、気をつけて、今後検討していく必要があると思いました。

それでは、これまでの専門小委員会において、非平時への対応、地方行政のデジタル化への対応、地方公共団体間の連携や公共私連携について御議論いただいてまいりましたが、次回は、これまでの審議において、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえながら、総括的な論点の整理に向けて、各テーマの論点整理を行ってまいりたいと考えておりますので、事務局は資料の作成をお願いしたいと思います。

日程につきましては、追って事務局より連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の専門小委員会を閉会いたします。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。